

平成20年度国指定鳥獣保護区の指定等に関する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見を募集する案件

国指定釧路湿原鳥獣保護区釧路湿原特別保護地区の指定について
国指定大山上池・下池鳥獣保護区及び同大山上池・下池特別保護地区の指定について
国指定谷津鳥獣保護区谷津特別保護地区の指定について
国指定浜甲子園鳥獣保護区浜甲子園特別保護地区の指定について
国指定霧島鳥獣保護区霧島特別保護地区の指定について

(2) 意見募集の周知方法

- ・意見募集を行う鳥獣保護区等の指定計画書（案）を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表（環境省記者クラブ）

(3) 資料の入手方法

環境省自然環境局野生生物課及び関係地方環境事務所で閲覧可能。希望があれば、環境省自然環境局野生生物課より郵送

(4) 意見提出期間

平成20年8月1日（金）から8月30日（土）まで（1ヶ月間）

(5) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(6) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2 意見募集の結果

提出意見数 2 通

整理した意見総数 11 件

ご意見(概要)	対応方針
国指定釧路湿原鳥獣保護区釧路湿原特別保護地区の指定について	
<p>タンチョウの繁殖地、採餌場所となっている未指定の湿原についても生息分布に注目して特別保護地区の指定拡大の検討を進めるべき。</p>	<p>タンチョウについては現在、保護増殖事業計画を推進しております。今後の鳥獣保護区等の区域については、その事業の動向を踏まえつつ、鳥獣の生息状況や保護の見地からの重要性を勘案していきたいと考えております。</p>
国指定大山上池・下池鳥獣保護区の指定について	
<p>渡り鳥の保全のためには、周辺地域への移動や採餌等の生息状況を把握し、必要な区域を追加指定することも必要である。</p>	<p>上池・下池の周辺は山形県指定鳥獣保護区に指定されていることから、県等関係機関と引き続き連携した取り組みをすることとしております。これらの取り組みや採餌等の生息状況等を勘案し国指定鳥獣保護区の拡張については、今後の課題であると考えております。</p>
国指定谷津鳥獣保護区谷津特別保護地区の指定について	
<p>アオサ発生のメカニズムについて科学的に調査検討し、発生を抑制する対策を検討及び実施し、継続的なモニタリングとともに、順応的な管理を行っていく必要がある。</p>	<p>環境省では平成18年に専門家により構成されるアオサ等対策検討委員会を設置するとともに、谷津干潟における渡り鳥等の生息環境の保全に関する研究事業を開始し、科学的な調査及び検討を行ってまいりました。本年度は、検討された各種対策手法の試験的实施を行う予定であり、今後も引き続きモニタリングを行い、事業結果を踏まえて更に対策を検討してまいる考えです。</p>
国指定浜甲子園鳥獣保護区浜甲子園特別保護地区の指定について	
<p>干潟の干出面積について定期的に記録するべき。また、適切な土砂供給の管理を検討し、順応的な方法で慎重に実施するべき。</p>	<p>干潟面積の減少は、野鳥の飛来地としての機能の低下につながると考えており、今後とも情報収集に努め、適切な対策手法について有識者や関係機関とも協力し、検討いたします。</p>
<p>干潟の鳥類の餌となる底生生物や特別保護地区内だけでなく浜甲子園全体の鳥類についてのモニタリング調査をしてほしい。</p>	<p>今後とも鳥類の保護のため、有識者や関係機関、団体と協力して生物の生息状況などの把握に努めます。</p>
国指定霧島鳥獣保護区霧島特別保護地区の指定について	
<p>撮影を目的とした林床への踏み込み等により、ヤイロチョウ等の森林性の鳥類の生息地の状況が悪化しているため、来訪者への指導強化、立ち入り制限等の措置をとることを検討し、実施する必要がある。</p>	<p>環境省としてはこれまでに看板の設置を通じて普及啓発に努めるとともに、特にヤイロチョウの渡来期間には当該地域で管理員の巡回を行うなど、ヤイロチョウを始めとする森林性鳥類の保護の取り組みを進めて参りました。しかし、近年ヤイロチョウの繁殖つがい数が減少しているという情報もあり、生息状況を踏まえながら一層の保護を進めるため対策を検討していく考えです。</p>